

教安第593号
平成26年9月16日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

デング熱への対応について

日頃から学校保健に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、デング熱への対応については、平成26年9月11日付け教安第585号にて通知したところです。このたび、平成26年9月11日付け健福第645号健康福祉部長通知（別添）により、県有施設における蚊の発生源対策や感染予防対策等の実施について依頼がありました。

つきましては、デング熱の対策について十分御理解いただき、下記のことに御留意の上、貴校における蚊の発生源対策及び感染予防対策等の実施について遺漏のないよう御配慮願います。

なお、健康福祉部長通知の資料については、送付済みのため省略します。

記

- ・ 戸外での活動の際は、蚊に刺されないように長袖・長ズボンを着用するなど、肌の露出をなるべく避ける。
- ・ 虫除け剤の使用等によって、屋外だけではなく屋内でも蚊に刺されないように注意する。
- ・ 蚊幼虫の発生源を作らないように注意する。（植木鉢の受け皿、空き缶、雨水の排水溝の水たまりなど）
- ・ 室内の蚊の駆除を心がける。
- ・ 蚊に刺された後、3～7日程度で高熱がみられた時は、早めに医療機関を受診すること。

教育振興部学校安全保健課
保健班 春田

TEL 043-223-4092

FAX 043-225-8419

教 安 第 5 9 3 号
平成26年9月16日

教育庁内各課長 様

教育振興部学校安全保健課長

デング熱への対応について

日頃から学校保健に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年9月11日付け健福第645号健康福祉部長通知（別添1）により、県有施設における蚊の発生源対策や感染予防対策等の実施について依頼がありました。

つきましては、蚊の発生源対策及び感染予防対策等について、貴管下県有施設へ周知願います。

なお、下記の資料については、厚生労働省ホームページを御確認願います。

また、県立学校長宛てには別添2のとおり送付済みであることを申し添えます。

記

- 1 「デング熱に関する Q&A」厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dengue_fever_qa.html
- 2 「デング熱について」厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140827-05.pdf>
- 3 「デング熱国内感染事例発生時の対応・対策の手引き 地方公共団体向け(案)」国立感染症研究所
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140827-04.pdf>